

令和 2 (2020) 年 10 月 14 日

栃木県環境審議会

会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会水質部会

部会長 長尾 昌朋

委員 加賀 豊仁

委員 堤 庸佐

委員 西山 緑

専門委員 柿井 一男

専門委員 栗栖 太

専門委員 松井 宏之

栃木県環境審議会水質部会に付議された審議事項について（報告）

令和 2 (2020) 年 2 月 10 日付けで環境審議会から当部会に付議された審議事項について、慎重に調査審議した結果は下記のとおりです。

記

1 付託事項

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、本県における水質の汚濁に係る環境基準のうち生活環境の保全に関する項目について、平成 28 (2016) 年 3 月の見直しにおいて継続検討することとされた一部水域の類型指定は、いかにあるべきか。

2 調査審議経過

第 1 回 令和 2 (2020) 年 10 月 14 日 付議事項について調査審議

3 調査審議結果

平成 28 (2016) 年 3 月の見直しにおいて継続検討とした 4 水域の類型指定は、別添「栃木県環境審議会水質部会報告書」のとおりとすることが適当です。

栃木県環境審議会水質部会報告書

令和 2 (2020) 年10月14日

栃木県環境審議会水質部会

水質の汚濁に係る環境基準の類型指定について

1 はじめに

(1) 環境基準の類型指定

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、表 1 のとおり水域ごとに利用目的に応じた類型を指定して各々異なる基準を適用することとされている。類型指定は、国又は都道府県が行い、利水状況に応じて見直しを行う。

表 1 生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該 当 水 域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—	

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

また、達成期間は環境省通知により次のとおりとなっている。

イ：直ちに達成

ロ：5 年以内に可及的速やかに達成

ハ：5 年を超える期間で達成

ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

(2) 本県の類型指定状況

本県においては、現在 49 河川 6 湖沼について表 2 のとおり類型を指定している。

表 2 現在の類型指定状況（見直し前）

区分	河川湖沼数	水域数	類型別水域数内訳									環境基準点数	補助点数	
			AA	A	B	C	D	E	I	II	III			
河川	那珂川水系	13	14	2	12	—	—	—	—				15	5
	鬼怒川・小貝川水系	16	20	4	11	3	2	—	—				21	19
	渡良瀬川水系	18	29	1	13	10	3	2	—				28	14
	その他の水系	2	2	—	1	1	—	—	—				2	2
	小計	49	65	7	37	14	5	2	—				66	40
湖沼	6	6	2	4	—	—	—	—	1	3	2	6	12	
合計	55	71	9	41	14	5	2	—	1	3	2	72	52	

(3) 類型指定の見直し

平成 28 年 3 月に県全体の類型指定の見直しを行った際、継続検討としていた次の 4 水域の類型及び達成期間について、本部会で調査審議した。

- ア 余笹川 那珂川水系
- イ 箒川 那珂川水系
- ウ 黒川 渡良瀬川水系
- エ 神子内川 渡良瀬川水系

2 調査審議

(1) 基本的な考え方

類型については、水利用の態様の変化に合わせることを基本とし、水利用の地点や水質汚濁の状況等を総合的に勘案した。達成期間については、現在までの水質の状況を踏まえた。

(2) 結果

継続検討の対象となった水域の位置関係は図のとおりで、見直し後の類型指定状況は表 3 のとおりである。

ア 余笹川

那須町及び那須塩原市を流域とし、補助点よりも上流側は温泉地及び避暑地で観光関係の事業場が立地し、下流にかけて田園地帯となる。

補助点付近には高津浄水場があり、余笹川から取水し、沈殿池を經由し緩速ろ過により処理している。このほか、農業用水及び水産 1 級相当の利用がある。

水利用は A 類型相当で、現状水質は AA 類型相当である。流域の状況から今後の経済状況によっては現状水質に影響が及ぶおそれがある。

以上のことから、類型は A、達成期間はイ、測定地点は環境基準点の川田橋とし、補助点の余笹橋は削除することが適当である。

イ 箒川

那須塩原市及び大田原市を主な流域とし、補助点よりも上流側には県内有数の温泉地である塩原温泉街が立地し、下流にかけて田園地帯となる。

最上流部には要害浄水場があり、箒川の支川であるウトウ沢から取水し、沈殿池を経由し緩速ろ過により処理している。このほか、農業用水及び水産1級相当の利用がある。

水利用はA類型相当で、現状水質はAA類型相当である。流域の状況から今後の経済状況によっては現状水質に影響が及ぶおそれがある。

以上のことから、類型はA、達成期間はイ、測定地点は環境基準点の箒川橋とし、補助点の夕の原は削除することが適当である。

ウ 黒川

源流は日光市で、山深く周辺に建物は無い。鹿沼市及び壬生町を主な流域とし、補助点にかけて田園地帯となり、環境基準点にかけて商業施設、住宅、工業団地が立地する。

最上流部には西小来川浄水場があり、黒川の支川である西小来川から取水し、沈砂池を経由し緩速ろ過により処理している。このほか、農業用水及び水産1級相当の利用がある。

水利用はA類型相当で、現状水質はAA類型相当だが変動がみられる。流域の状況から今後の経済状況によっては現状水質に影響が及ぶおそれがある。

以上のことから、類型はA、達成期間はイ、測定地点は環境基準点の御成橋とし、補助点の貝島橋は削除することが適当である。

エ 神子内川

日光市足尾地区を流域とし、流域全体は山間部となっている。

最上流部には足尾東部浄水場があり、神子内川の支川である黒沢から取水し、沈砂池を経由し緩速ろ過により処理しているほか、水産1級相当の利用がある。

水利用はA類型相当で、現状水質はAA類型相当で安定し、流域の状況から現状水質に影響が及ぶおそれは少ない。

以上のことから、類型はAA、達成期間はイ、測定地点は環境基準点の神子内川末流とすることが適当である。

表3 見直し後の類型指定状況

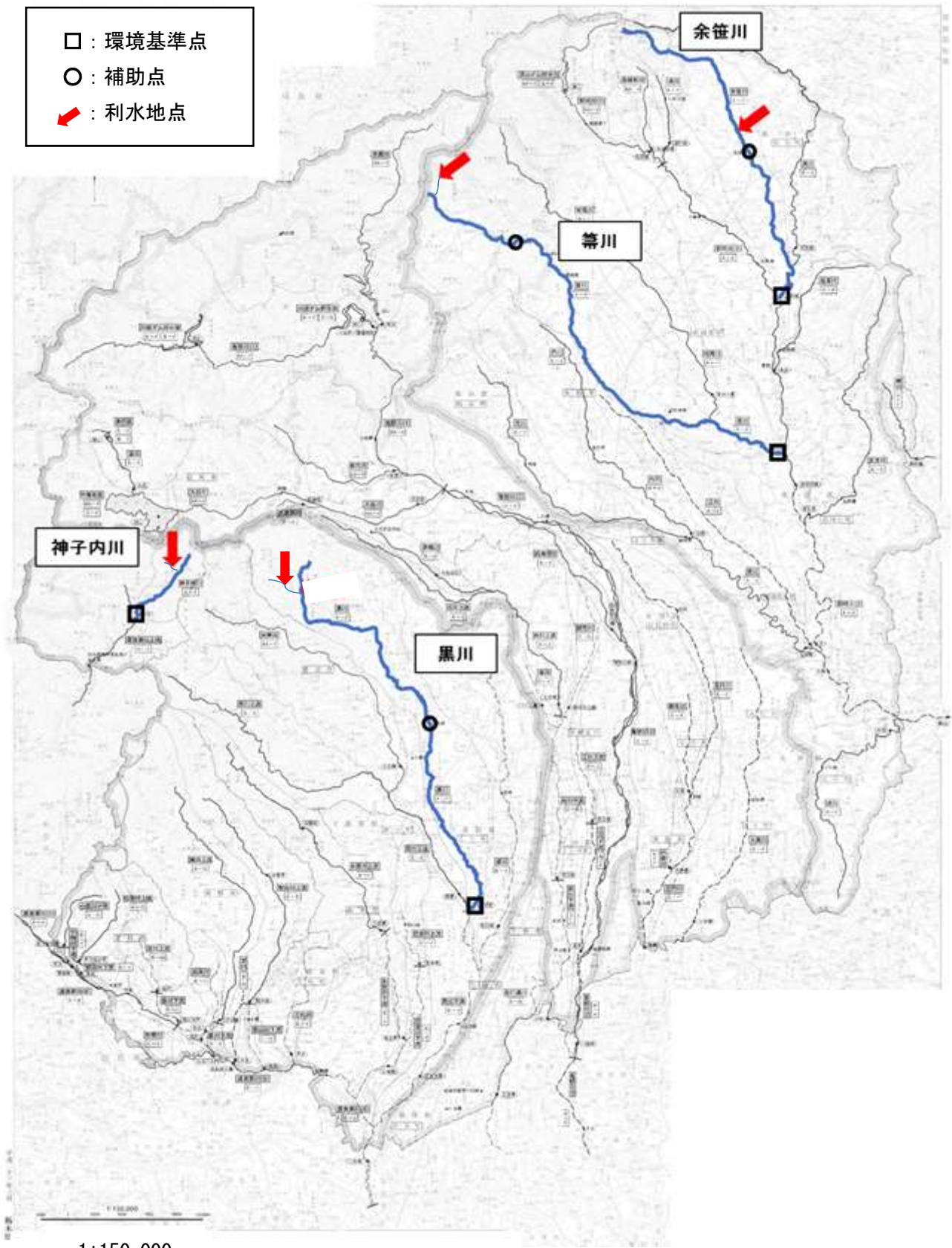
区分	河川 湖沼 数	水 域 数	類型別水域数内訳									環 境 基 準 点 数	補 助 点 数	
			AA	A	B	C	D	E	I	II	III			
河川	那珂川水系	13	14	2	12	—	—	—	—				15	3
	鬼怒川・小貝川水系	16	20	4	11	3	2	—	—				21	19
	渡良瀬川水系	18	29	2	12	10	3	2	—				28	13
	その他の水系	2	2	—	1	1	—	—	—				2	2
	小計	49	65	8	36	14	5	2	—				66	37
湖沼	6	6	2	4	—	—	—	—	1	3	2	6	12	
合計	55	71	10	40	14	5	2	—	1	3	2	72	49	

3 おわりに

本部会において、4水域における類型指定を調査審議し、上記の結果となった。

今後は、各公共用水域における水利用の態様の変化等を踏まえ、類型の変更等適宜見直しを行う。

図 継続検討対象水域の位置と利水地点



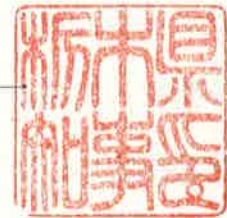
環保第408号

栃木県環境審議会

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定による、水質の汚濁に係る環境基準の類型指定について、貴審議会の意見を求めます。

令和2（2020）年2月10日

栃木県知事 福田 富



諮問理由書

環境基準は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めるもので、このうち水質汚濁に係るものは、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が、それぞれ定められています。

なお、健康項目では、すべての公共用水域について27項目にわたる全国一律の基準値が定められているのに対し、生活環境項目では、利用目的に応じて設けられた水域類型（河川：6類型、湖沼：4類型）ごとの基準値のみが定められており、個々の水域をどの類型に指定するかは都道府県知事が行うこととされていることから、本県においては、現在49河川6湖沼について類型を指定しております。

類型指定については、水質汚濁の状況や現在及び将来の利用目的を考慮して適宜見直しておりますが、前回見直しを行った平成28年3月に、一部水域については継続検討することとされました。

については、利水状況等流域の環境を踏まえ、これら水域の類型指定をいかにすべきか、貴審議会の意見を求めるものです。